

## 新型コロナウイルス災害下での生活困窮者支援と住宅支援策の充実を求める意見書

2020年6月現在、新型コロナウイルス(COVID-19)に関連して、リーマンショック以上の景気の悪化が予想されている。緊急事態宣言による多分野に及ぶ営業自粛や、学校の一斉休業等の影響で、収入減や失業・倒産する人々が増えている。多くの人々が経済的に困窮し、住まいを失う恐れがある。また、東京には野宿の人が約1,000人、ネットカフェで生活する人が約4,000人存在すると言われ、様々な形の暴力により家の外に居場所を求める人々も多くいる。

今回の事態は、改めて日本の住宅政策の貧しさをあらわにした。ネットカフェ難民と言われる人々の多くが20代~40代である。今回、働き口がなくなり、わずかな所持金も底をつき、生活保護を申請する人々も多くいる。実際、首都圏の自治体では、生活保護・生活困窮者支援窓口の相談件数が大幅に増え、住宅確保給付金の申請もうなぎ登りである。緊急小口資金の特例貸付の申請件数は全国で151,385件(2020年5月2日現在)となっている。

生活保護を利用する権利は、憲法第25条の生存権で保障されており、生活に困った時には誰でも速やかに利用できるよう、自治体の窓口での水際対策が行われないように求める。

また、単身者が入居できるセーフティネットとしての低廉な賃貸住宅が、都市部にはもっと必要であるが、残念ながら、多くの公営住宅は、稼働年齢世代の単身者は申し込むことができない。2011年の公営住宅法改正で同居要件が廃止されたにもかかわらず、多くの自治体が、条例で同居要件を定めたままにしている。応募倍率の上昇の懸念、単身向けには民間ストックがあること、公営住宅には世帯向け住戸が多いこと等が理由として挙げられている。

2017年「新たな住宅セーフティネット制度」がスタートしたが、登録件数は26,026件(2020年3月)にとどまり、実効性ある施策にはなっていない。

新型コロナウイルス災害下での実効性のあるハウジングファースト政策は緊急の課題であり、災害救助法に基づくみなし仮設住宅の確保による、みなし公営住宅の拡充も必要である。

よって、小金井市議会は、国会、政府及び東京都に対し、新型コロナウイルス災害下での生活困窮者支援と住居支援策の充実のため、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 生活保護を利用する権利は憲法第25条で保障された生存権であり、自治体窓口での水際対策を無くし、速やかな申請受理と生活支援を進めること。
- 2 65歳未満の若年単身世帯も公営住宅に入居できるようにするために、自治体で条例改正ができるよう、国は自治体への家賃補助の助成金を含む施策を実施すること。
- 3 東京都は、若年単身世帯が入居可能となるよう、同居要件を廃止する条例改正を行うこと。
- 4 政府は、住宅セーフティネット制度が実効性あるものとするため、借上げ公営住宅制度での活用及び入居継続支援に対する補助を実施すること。
- 5 東京都は、単身用物件を積極的に借上げ公営住宅として活用し、若年単身者の居住確保支援を行うこと。
- 6 災害救助法に基づくみなし公営住宅の拡充に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長	議長	様
参議院議長	議長	様
内閣総理大臣	大臣	様
財務大臣	大臣	様
厚生労働大臣	大臣	様
経済産業大臣	大臣	様
国土交通大臣	大臣	様
経済再生担当大臣	大臣	様
東京都知事	知事	様